

令和 7 年度 施 工							
工 事 （ ） 設 計 書							
工 事 場 所	鳥取市 桂見 地内ほか						
工 事 名	桂見配水池ほか水位計取替工事						
工 期	着 工 令 和 年 月 日			完 成 令 和 年 月 日			

変 更 設 計 金 額

工 事 金

円

元 設 計 金 額

＜ 理 由 ＞			
桂見配水池及び大桷調整池の安定的な施設運用のため水位計を更新する。			
＜ 概 要 ＞			
桂見配水池水位計取替			
据付工			
投込圧力式水位計		1組	
2極形電極（2個一組）		1式	
撤去工			
投込式水位計（光学式）		1組	
2極形電極（2個一組）		1式	
大桷調整池水位計取替			
据付工			
投込圧力式水位計		1組	
2極形電極（3個一組）		1式	
撤去工			
投込式水位計（光学式）		1組	
2極形電極（3個一組）		1式	

積 算 情 報 表

(0751400511-0)

P. 4

[illegible]

本 工 事 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	機器費				式	1			
		機器費			式	1			第1号内訳書, 機器費
	直接工事費				式	1			
		直接工事費			式	1			
			材料費		式	1			第2号内訳書, 据付工事費
			労務費（一般労務費）		式	1			第3号内訳書, 据付工事費
			労務費（一般労務費）	撤去	式	1			第4号内訳書, 据付工事費
			労務費（技術労務費）		式	1			第5号内訳書, 据付工事費
			労務費（技術労務費）	撤去	式	1			第6号内訳書, 据付工事費
			労務費（技術労務費）	単体調整	式	1			第7号内訳書, 据付工事費

本 工 事 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
			機械経費		式	1			第8号内訳書, 据付工事費
		間接工事費			式	1			
		共通仮設費			式	1			
			率計算分		式	1			
		現場管理費			式	1			
		据付間接費			式	1			
			据付(技術者)間接費		式	1			
			据付(機器)間接費		式	1			
	据付工事原価				式	1			
	工事原価				式	1			

本 工 事 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	一般管理費等				式	1			
		一般管理費等			式	1			
			対象額		式	1			
			率計算分		式	1			
		契約保証費			式	1			
	工事価格				式	1			
		消費税等相当額			式	1			
	本工事費				式	1			

第1号 AKD0010 A01 機器費 1式当たり内訳書							
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
水位計	投込式0-8m	組	2				*中継箱、ケーブル保持金具、ケーブル10m
変換器		台	2				
警報設定器		個	2				
盤改造		式	1				*避雷器2個・フロートなしスイッチ5個含む
合 計		式	1				

材料費 1式当たり内訳書							
第2号 AKD1020 A01		* 補助材料費4%					
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
避雷器		台	2				
2極形電極	ケーブル10m	組	1				* 浅井戸用3個一組
2極形電極	ケーブル10m	組	1				* 浅井戸用2個一組
制御用ケーブル	EM-CEES 2sq-2 c	m	145				
合 計		式	1				
単位当り		式	1				

第3号 AKD1030 A01

労務費（一般労務費） 1式当たり内訳書

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
電工		人	9				据付労務費
合 計		式	1				

第4号 AKD1030 A02		労務費（一般労務費） 1式当たり内訳書					撤去	
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
電工		人	6				据付労務費	
合 計		式	1					

第5号 AKD1032 A01

労務費（技術労務費） 1式当たり内訳書

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
電気通信技術者		人	2				据付労務費
合 計		式	1				

第6号 AKD1032 A02		労務費（技術労務費） 1式当たり内訳書					撤去	
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
電気通信技術者		人	1				据付労務費	
合 計		式	1					

第7号 AKD1032 A03		労務費（技術労務費） 1式当たり内訳書					単体調整	
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
電気通信技術者		人	3					
合 計		式	1					

第8号 AKD1070 A01

機械経費 1式当たり内訳書

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
機械経費		%	1				
合 計		式	1				

桂見配水池ほか水位計取替工事 歩掛表

	種別	規格	標準歩掛				数量		計上数量		備考
			技術者	電工	単位当り				技術者	電工	
据付工											
水位計据付工			0.79	2.5	1	台	2	台	1.58	5.0	発信機、変換器
液位検出端据付工			0.60	1.1	1	台	2	台	1.2	2.2	水中電極、一組分を1台とする。
制御用ケーブル配線工	EM-CEES	2 mm ² 、2心	0	1.7	100	m	145	m	0	2.46	桂見70m、大桝75m、管内配管
試験調整工	単体調整		1.86		1	台	2	台	3.72	0	水位計据付工
撤去工											
水位計撤去工			0.47	1.5	1	台	2	台	0.94	3.0	発信機、変換器（再使用）
液位検出端撤去工			0	0.68	1	台	2	台	0	1.36	水中電極、一組分を1台とする。（再使用無し）
光ケーブル配線撤去工	屋内・屋外管内配管	18mm以下	0	1.15	100	m	145	m	0	1.66	桂見70m、大桝75m

設置歩掛	合計	技術者	2.78	計上数量	2	人
		電工	9.66		9	人
撤去歩掛	合計	技術者	0.94	計上数量	1	人
		電工	6.02		6	人
単体調整	合計	技術者	3.72	計上数量	3	人
		電工	0		0	人

※有効数字 3 桁、
次の位及び小数点以下切捨、
1人工未満は1人工計上

桂見配水池ほか水位計取替工事

特記仕様書

令和 7 年度

鳥取市水道局

目 次

第1章 一般事項

- 1. 1 適用範囲
- 1. 2 工事の目的
- 1. 3 工事の概要
- 1. 4 法令、条例等の適用
- 1. 5 準拠規格等の適用
- 1. 6 提出書類
- 1. 7 変更の範囲
- 1. 8 機械器具及び材料の管理
- 1. 9 工事現場管理
- 1. 10 衛生管理
- 1. 11 その他

第2章 機器及び材料

- 2. 1 共通事項
- 2. 2 機器及び材料の仕様

第3章 施工

- 3. 1 施工範囲
- 3. 2 施工

第4章 試験及び検査

- 4. 1 試験及び検査

第1章 一般事項

1. 1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は鳥取市水道局『桂見配水池ほか水位計取替工事』に適用する。
- (2) 工事に際しては設計書、本特記仕様書、鳥取市水道局水道工事標準仕様書に基づいて施工すること。
- (3) 前記に明記していない事項についても、本工事の目的及び工事施工上当然必要なものについては、本局監督員（以下監督員という。）の指示に従い施工すること。

1. 2 工事の目的

桂見配水池及び大桒調整池の安定的な施設運用のため水位計を更新する。

1. 3 工事の概要

本工事の概要は次のとおりである。

桂見配水池及び大桒調整池の水位計及び電極の取替工事

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 既設水位計及び電極撤去工 | 1 式 |
| (2) 水位計及び電極据付工 | 1 式 |
| (3) 試験調整工 | 1 式 |

1. 4 法令、条例等の適用

受注者は本仕様書に記載する各種工事を、下記の関係法等及び関連する政省令等に従い施工しなければならない。

- (1) 電気事業法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) 電気用品安全法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 消防法
- (6) その他関係法令、条例

1. 5 準拠規格等の適用

受注者は本仕様書に記載する各種工事を、下記の関連規格に従い施工しなければならない。

- (1) 日本産業規格（J I S）
- (2) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- (3) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (4) 日本電線工業会規格（J C S）
- (5) 日本照明工業会規格（J I L）
- (6) 電子情報技術産業協会規格（J E I T A）
- (7) 電池工業会規格（S B A）

- (8) 内線規程
- (9) 電力会社供給規定
- (10) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (11) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (12) 日本水道協会 水道工事標準仕様書【設備工事編】
- (13) その他関連規格

1. 6 提出書類

次の図書を提出すること。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 施工計画書 | 2 部 |
| (2) 製作据付図書 | 3 部 |
| (3) 試験成績書 | 3 部 |
| (4) 完成図書及び取扱説明書 | 3 部 |
| (5) 工事写真 | 1 部 |
| (6) その他監督員が指示する図面及び書類 | |

1. 7 変更の範囲

本工事の施工上、必要があれば実施施工図等を提出し、監督員の承諾を得て変更することが出来る。ただし、これは仕様書及び設計書の範囲とする。

1. 8 機械器具及び材料の管理

工事に使用する各種材料及び機械器具は、工程表に従い工事の進展に支障の無いよう手配するとともに品質及び保管管理は、受注者が行うものとする。

1. 9 工事現場管理

工事現場は常に運転状態にあるため、工事着工の前に十分な調査を行い、工事中及び設備切替時において、誤操作誤接続の無いよう留意すること。

1. 10 衛生管理

- (1) 受注者は、水道施設構内又はその付近での施工に当たって、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。
- (2) 受注者は、本工事の作業従事者について保健所等の検査資格を有する機関の発行した健康診断書（細菌検査）を提出すること。

1. 11 その他

工事及び試験にかかる電力は、無償貸与する。

機器費は現場到着単価としているため、輸送費は計上していない。

第2章 機器及び材料

2. 1 共通事項

本工事で設置する機器及び材料の共通仕様は、次のとおりである。

(1) 仕様の詳細

本仕様書及び添付図面は機器の仕様の概略を記載するもので、その詳細については、既設設備の機能、機器が完成品として当然備えるべき品質及び性能を有すること。

また、機材は原則として現場渡しとする。

(2) 機材の検査

機材は原則として種別ごとに検査する。ただし合格となった機材と同形機種の検査は省略する場合もある。

(3) 機材の品質等

機材は、検査に合格したもの、使用承諾を得たもの及び指定されたとおりの能力を発揮できるものを使用し、不合格となったものは速やかに場外へ搬出すること。

(4) 保証性能の確保

試験の結果、保証値を満足することができない場合、受注者は自己の費用をもって保証値を満足するまで修理改造または新品との交換を行うものとする。

(5) 塗装

十分防錆効果のあるものを使用し種類、配色、施工方法等については、本市に承認を得るものとする。

(6) 予備品

予備品は、長期の保存に適するように包装または荷造りをなし、その外箱に内容品名と数量を明記し、必要のある場合は更に保管上の注意事項を付記すること。

2. 2 機器及び材料の仕様

桂見配水池及び大桒調整池 投込圧力式水位計

①変換器

数 量	2 台
電 流 出 力	DC 4 ～ 2 0 mA
電 源	AC 1 0 0 6 0 H z

②水位検出器

検 出 方 式	投込圧力式
数 量	2 台
測 定 範 囲	0 ～ 8 m
ケーブル 長	1 0 m
精 度	± 0 . 2 0 %
材 質	S U S 3 1 6
付 加 装 置	チェーン 1 0 m

③中継箱		
数	量	2 台
④避雷器		
数	量	2 台
放 電 耐 量		5 0 0 0 A (8 / 2 0 μ s)
⑤警報設定器		
数	量	2 台
電 圧 入 力		DC 1 ～ 5 V
出 力 信 号		2 点警報リレーC 接点
電	源	AC 1 0 0 6 0 H z

第3章 施工

3. 1 施工範囲

本工事の施工範囲は、次のとおりである。

- (1) 既設水位計、電極、電線撤去
- (2) 水位計、中継箱、変換器及び電極の据付、配管、配線
- (3) 試験調整

3. 2 施工

- (1) 着工前に十分な既設設備の調査を行い、誤操作、誤接続等の無いよう施工すること。
- (2) 施工現場は、無人施設であるため作業終了後は施錠して帰ること。
- (3) 現場の整理、整頓に気を付けること。

第4章 試験及び検査

4. 1 試験及び検査

本工事に関する試験及び検査は下記のものを行い、費用は受注者の負担とする。

- (1) 製品（工場）検査
機器及び材料は、製品検査に合格後現場に搬入すること。
- (2) 完成検査
検査員、監督員立合の上、検査を行い合格と認めたとき完了とする。

現場説明書

1

令和7年5月15日以降適用（鳥取市水道局）

仕様書	①この契約において適用する仕様書は特に定めのない限り「鳥取市水道局水道工事標準仕様書」とし、調達公告日時点で最新の仕様書によること。また、この仕様書に定めのない事項は、「鳥取県土木工事共通仕様書」によること。 ②鳥取県土木工事共通仕様書特記事項第2条の表1-1-1-9工事の下請負の項中「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領第5条」とあるのは、「鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成11年11月15日制定）第4条」と読み替えるものとする。 ③鳥取県土木工事共通仕様書特記事項第2条の表1-1-1-35諸法令の遵守の項中「鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）」とあるのは「鳥取市暴力団排除条例（平成24年3月鳥取市条例第1号）」と読み替えるものとする。										
工程	①（他工事等との調整） _____については、_____と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ②（部分完成、着工保留） _____については、_____まで_____（すること、しないこと）。 ③（施工時間） 本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：30～17：00）を見込んでいる。 _____の施工時間は、_____：_____～_____：_____とする。 ④（標準工期） 本工事における標準工期については以下の条件で算定している。また、余裕期間設定工事については実工期に余裕期間を加えたものを標準工期としている。 <table><thead><tr><th>項 目</th><th>適 用</th></tr></thead><tbody><tr><td>工期の設定方法</td><td>標準工期算定式・標準作業量による積み上げ日数</td></tr><tr><td>本工事に使用する雨休率</td><td>0.88（R1～R5 5年間平均値）</td></tr><tr><td>休日・悪天候以外の作業不能日</td><td>日（令和 年 月 日～令和 年 月 日）</td></tr><tr><td>標準工期（全体工期）</td><td>122日（余裕期間含む・含まない）</td></tr></tbody></table> ⑤（余裕期間設定工事） 本工事は、鳥取市水道局余裕期間設定工事に係る実施要領の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 標準工期については、④のとおりとする。 ⑥（鋼材の調達の遅れによる工期の延長） この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑦（週休2日工事） 本工事は、鳥取市水道局「週休2日工事」実施要領の対象工事である。	項 目	適 用	工期の設定方法	標準工期算定式・標準作業量による積み上げ日数	本工事に使用する雨休率	0.88（R1～R5 5年間平均値）	休日・悪天候以外の作業不能日	日（令和 年 月 日～令和 年 月 日）	標準工期（全体工期）	122日（ 余裕期間含む ・含まない）
項 目	適 用										
工期の設定方法	標準工期算定式・標準作業量による積み上げ日数										
本工事に使用する雨休率	0.88（R1～R5 5年間平均値）										
休日・悪天候以外の作業不能日	日（令和 年 月 日～令和 年 月 日）										
標準工期（全体工期）	122日（ 余裕期間含む ・含まない）										
用地関係	①（用地、物件等未処理） 本工事区間の _____ には _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、 _____ 頃 _____ の予定である。										
支障物件	①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ②（支障物件） _____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所） 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。										
公害対策	①（低騒音型・低振動型建設機械） 本工事のうち施工箇所： _____ については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種： _____、施工機械： _____										

現場説明書

2

安全対策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 工事全体合計 _____人・日 交通誘導員B _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 工事全体合計 _____人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
濁水処理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成29年10月3日付事務連絡生活環境課長通知）に基づいて適正に処理すること。 （参考URL https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf） ②（千代川水系における濁水防止対策） 本工事は千代川水系内における工事であり、濁水防止対策等については、千代川漁業対策協議会事業調整会議において〔未調整・調整済み〕である。 なお、未調整工事については、_____までに調整を行う予定である。 工事の実施にあたっては、現場説明書8、9を遵守し、汚濁等の防止に努めること。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 工事現場から離れた場所に一定規模以上の一時的な土石の堆積を行う場合は宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の許可が必要となるため、適正に手続きを行うこと。 （参考URL https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1701049600133/index.html） ①（他工事等流用） 建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____に _____工事現場に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。 ②（建設技術センター） 建設発生土は _____市・町・村 _____地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m3当り _____円（税抜き）をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m2以上） ③（民間残土受入地） 建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____に _____に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m3当り _____円（税抜き）を _____に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m2以上） ④（土質改良プラント） 建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____に _____に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m3当り _____円（税抜き）を _____に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m2以上） 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ①（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。 なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1m3当り _____円（税抜き） アスファルト塊 1m3当り _____円（税抜き） 建設発生木材 1m3当り _____円（税抜き）

②(再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・受入れ費用)

コンクリート塊 _____市・町・村 _____地内の _____
(運搬距離 _____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)
アスファルト塊 _____市・町・村 _____地内の _____
(運搬距離 _____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)
建設発生木材 _____市・町・村 _____地内の _____
(運搬距離 _____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)
その他 () _____市・町・村 _____地内の _____
(運搬距離 _____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)

(受入れ時間帯) 8時～17時(平日)

(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____cm以下、長さ _____m以下であること。

エ 2次災害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。

③(他工事等流用)

[Co塊・ _____]は、 _____市・町・村 _____地内 _____工事現場に運搬(片道運搬距離 _____km)するものとする。

④(最終処理等)

_____については、 _____市・町・村 _____地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離 _____km)を想定し、その費用として1 t 当り _____円(税抜き)を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑤(産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____円(税抜き)見込んでいる。

⑥(木材市場等へ売却)

建設発生木材は _____市・町・村 _____地内の _____への搬出(片道運搬距離 _____km)を想定し _____円(税抜き)を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑦(伐木工歩掛及び参考数量)

伐木工は伐木工歩掛(令和元年10月15日付第201900175199号鳥取県県土整備部技術企画課長通知)による。また伐採工計算書に基づき参考数量として算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑧(建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量(体積(空m3))が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑨(マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

現場説明書

4

建設副産物の使用	①—(建設発生土の使用)— _____ 工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。 ②—(再生資材の使用)— ア Co雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。 ウ 再生クラッシャーラン〔規格：RC- _____〕は、使用箇所：_____に使用する。 エ 再生コンクリート砂〔規格：RS- _____〕は、使用箇所：_____に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシャーランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。
工事用道路	①—(農地の一時転用について)— 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に鳥取市農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。(該当がなければ記載を削除)】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、鳥取市農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。 ②—(農地の賃貸借)— ア _____の用途に使用するため、鳥取市_____番地を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「鳥取市との建設工事請負契約に基づき、土地の賃貸権は鳥取市が有することとし、原状復旧の責は鳥取市が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。
仮設備	
その他	①—(自社施工)— 本工事においては、_____ (※ _____ 工 (_____ 工を除く) のうち少なくとも _____ 千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領(平成22年7月12日付第201000057710号県土整備部長通知)に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別(レベル4)を記載する。 ② (工事名称) 工事標示板に記載する名称は、<u>桂見配水池ほか水位計取替工事</u>とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。 ③ (監督体制) 本工事の監督体制は(一般・重点)監督とする。 重点監督の工種は _____ とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取市建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。 ④—(三者協議)— 本工事は、 _____ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用) ⑤—(技能士常駐)— 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。 ア 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁 イ 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁 ウ 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁

⑥—(寒中コンクリート)—

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑦—(実施単価全面改定時の適用単価)—

実施単価全面改定後に指名通知を行う工事は最新単価を適用することとしているが、本工事は旧単価において積算を行っているため、契約締結後には速やかに最新単価に基づく変更契約を行う。

⑧—(設計業務の委託者)—

本工事は設計業務は_____が行っている。

⑨—(建設機械の賃料の採用単価)—

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン及び高所作業車以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り（_____）〕

イ ラフテレーンクレーン及び高所作業車について、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。

本工事は_____工で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格_____t吊）の採用単価は、（通常単価・長期割引単価）（建設物価_____月号_____頁）を採用し、本工事は_____工で使用を想定している高所作業車（規格_____t吊）の採用単価は、（通常単価・長期割引単価）（建設物価_____月号_____頁）を採用している。

⑩（現場環境改善）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔~~する~~・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1実施内容ずつ（いずれか1項目のみ2実施内容）の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献
防災・危機管理関係 （港湾・漁港事業）	1. 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）

【災害復旧工事】（該当しない場合は削除）

現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

そ
の
他

⑪（熱中症対策）

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。また、気象庁から高温注意報（最高気温 35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑫（現場管理費補正）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事と〔~~する~~・しない〕。
熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、
<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm>（治山工事、林道工事の場合は
<https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm>）に掲載の熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

⑬（日本芝生産地への配慮）

日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知）（<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。
ア 〔張芝工・筋芝工〕は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。
イ 〔植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。
ウ 〔わら芝工・植生シート工・植生マット工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1m²当り 〇〇円を見込んでいます。

⑭（ICT活用工事〔受注者希望型(LightICTを含む)〕）

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事である。ICTの活用を希望する場合は、最新の「ICT活用工事特記仕様書（受注者希望型）」によること。
仕様書の改定状況は <https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm> を参照すること。

その他 ⑮（土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事）

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。
安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm> に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

⑯（掲示板の設置）

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事（5か年加速化対策）」と標記すること。標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長 事務連絡）を参考にすること。

⑰（下請関係の適正化）

下請関係の適正化については、<https://www.water.tottori.tottori.jp/1833.htm> を参照の上労働者の福祉向上に務めること。

⑱（快適トイレの試行）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化

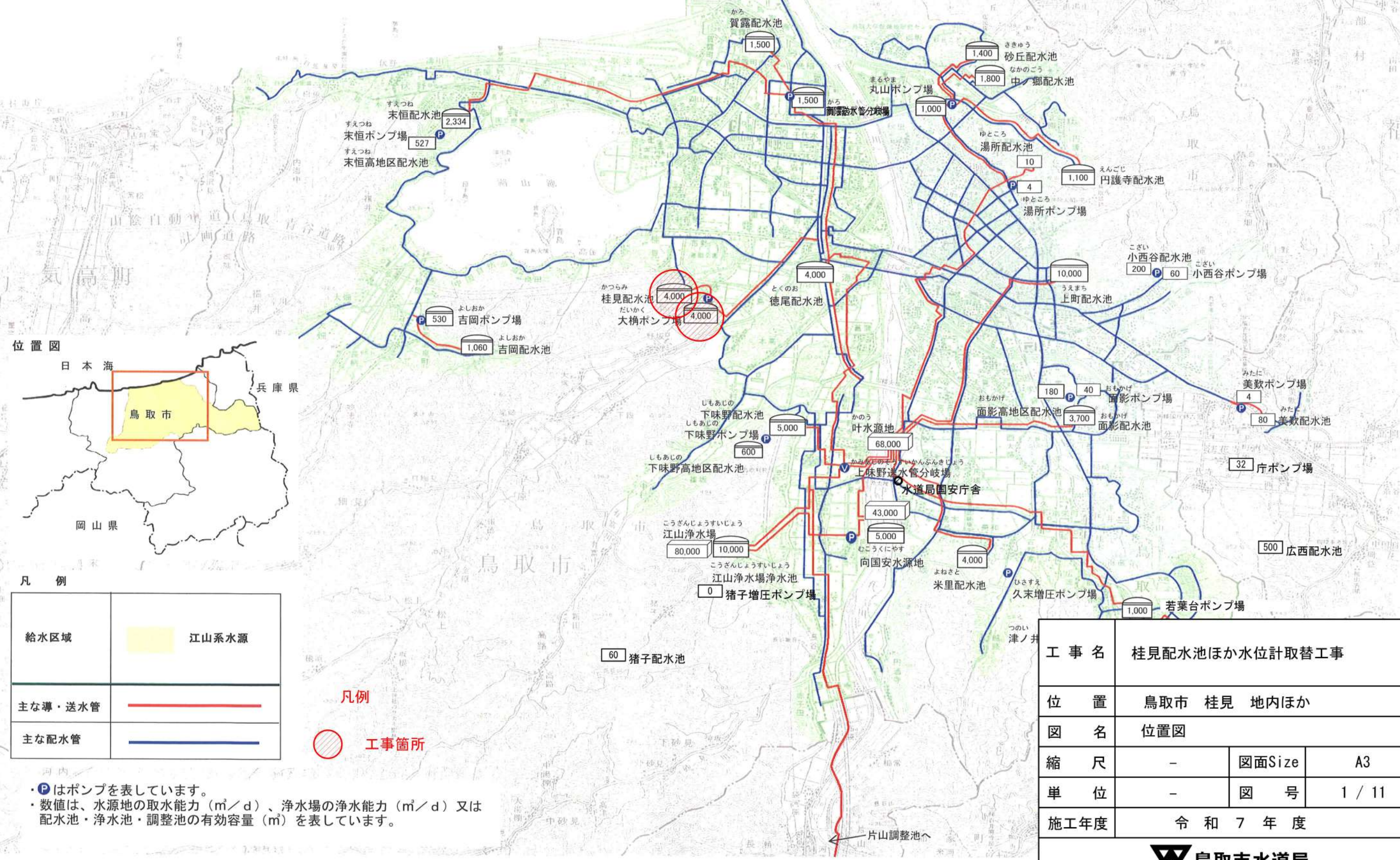
そ
の
他

- (16) 室内温度の調整が可能な設備
(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
2. 快適トイレに要する費用
快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。
【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。
また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。
※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。
3. その他
快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。
- ⑱（衛生管理）
水道施設構内での作業に当たっては水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に努めること。
なお、本工事の作業従事者は、水道法第21条に基づく健康診断（細菌検査）を医療機関等において実施し、その結果を提出すること。
- ⑳（電子データの提出）
本工事の完了時には、完成図、工事写真及び維持管理に必要な書類の電子データを提出すること。

位置図

鳥取市上水道給水区域図（鳥取・国府地域）

とっとり こくふ



位置図



凡 例

給水区域	江山系水源
主な導・送水管	
主な配水管	

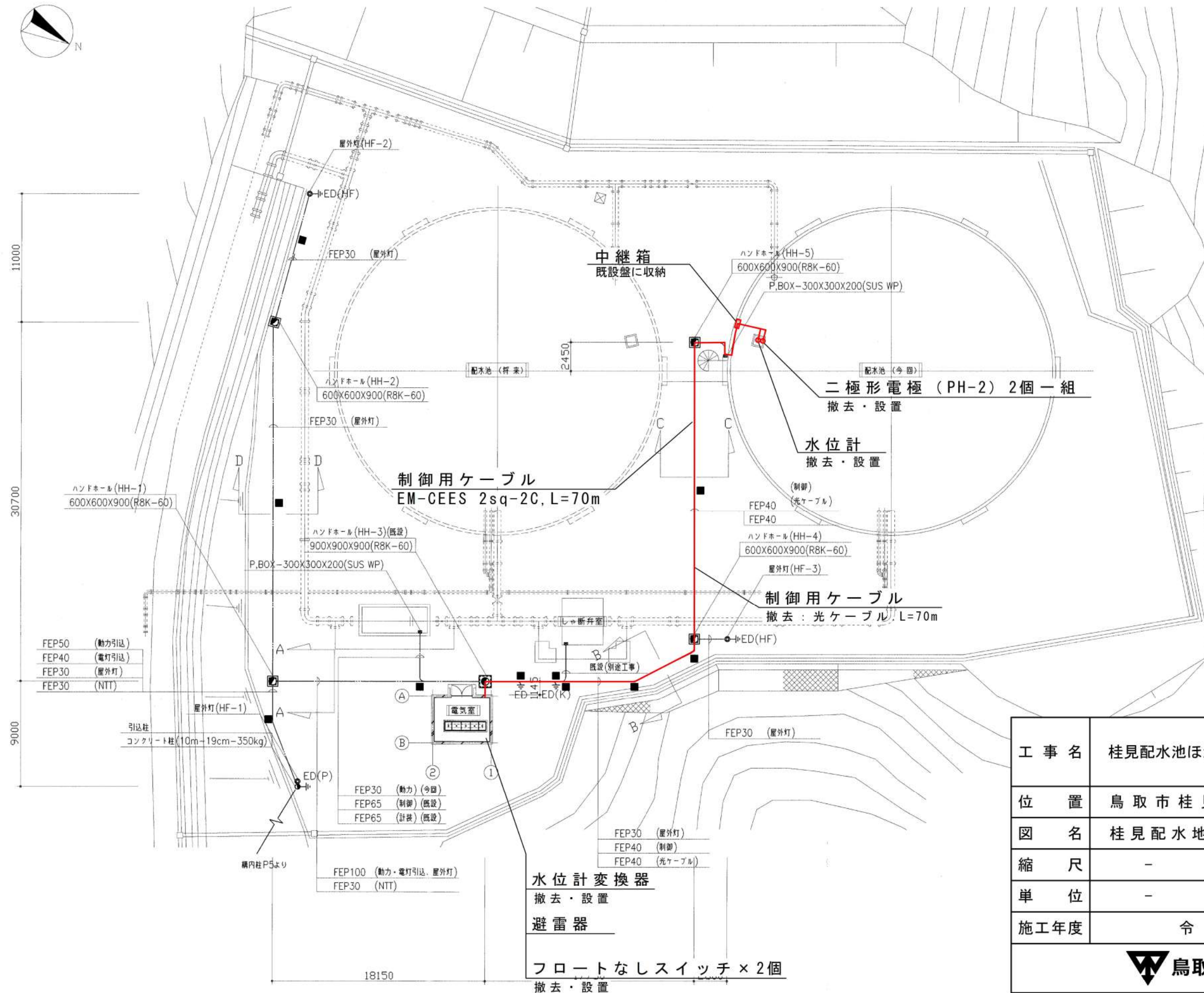
凡例



工事箇所

- はポンプを表しています。
- 数値は、水源地の取水能力（ m^3/d ）、浄水場の浄水能力（ m^3/d ）又は配水池・浄水池・調整池の有効容量（ m^3 ）を表しています。

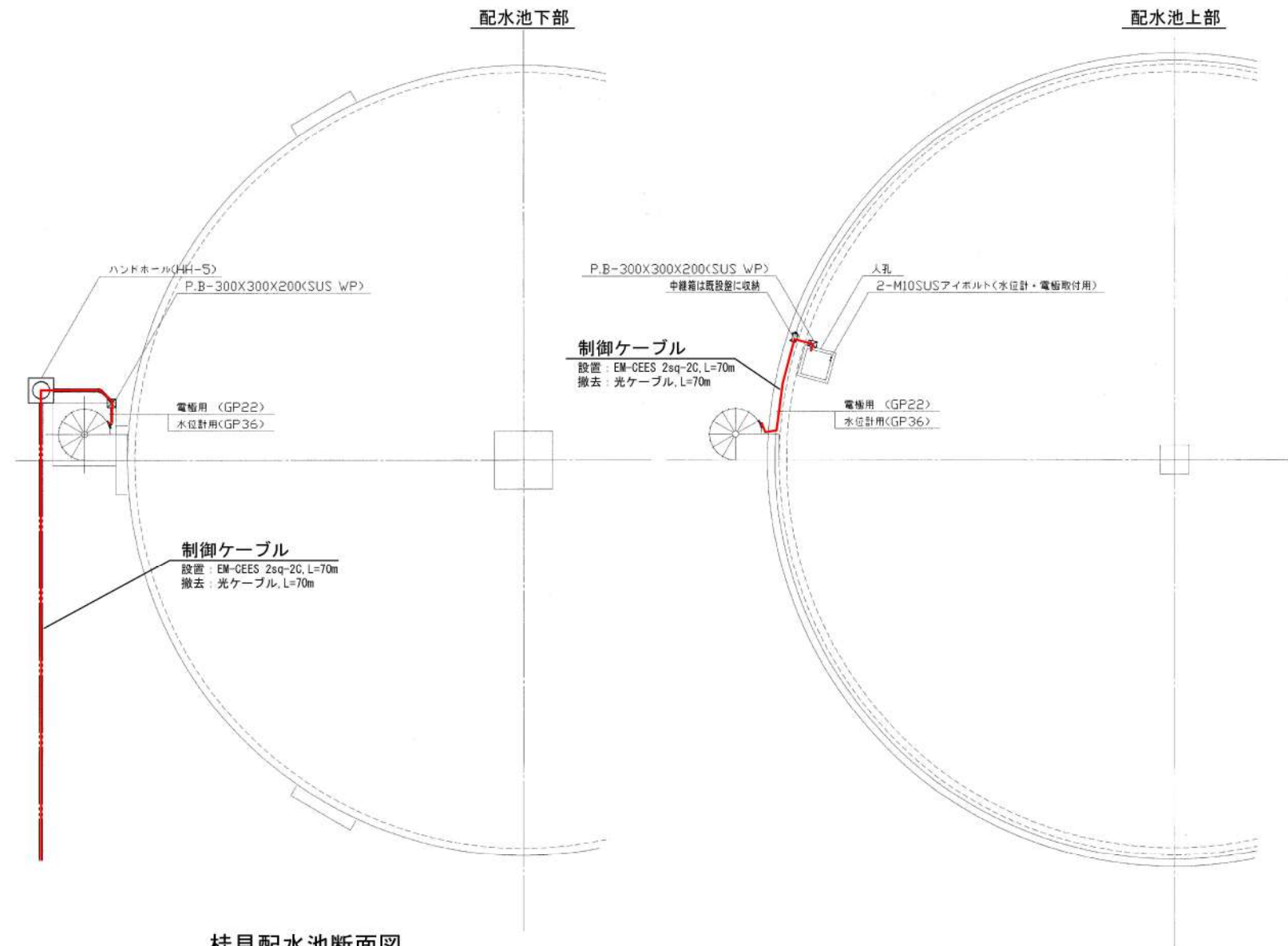
工 事 名	桂見配水池ほか水位計取替工事		
位 置	鳥取市 桂見 地内ほか		
図 名	位置図		
縮 尺	-	図面Size	A3
単 位	-	図 号	1 / 11
施工年度	令和 7 年 度		
鳥取市水道局			



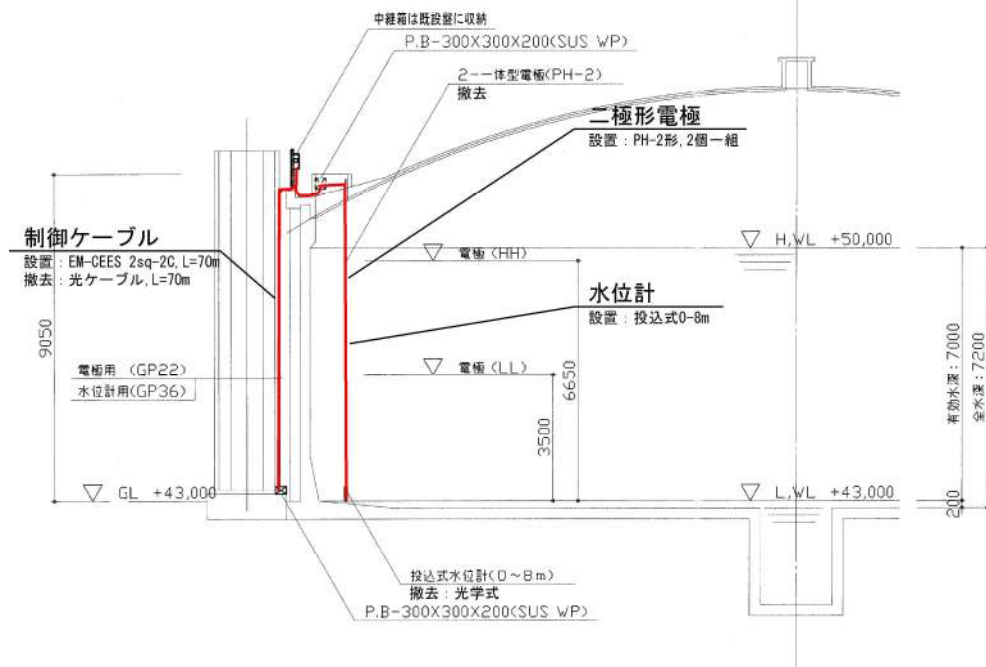
起工設計書

工 事 名	桂見配水池ほか水位計取替工事		
位 置	鳥 取 市 桂 見 地 内 ほ か		
図 名	桂 見 配 水 地 平 面 図		
縮 尺	-	図面Size	A3
単 位	-	図 号	2 / 11
施工年度	令 和 7 年 度		
鳥取市水道局			

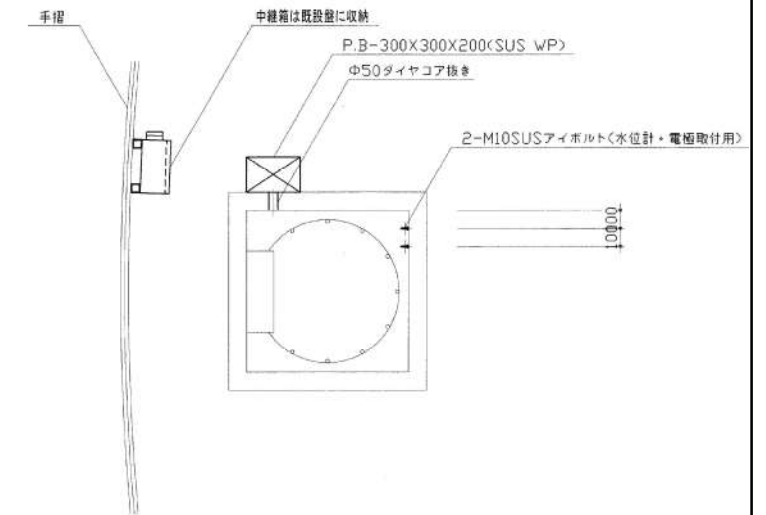
桂見配水池平面図



桂見配水池断面図



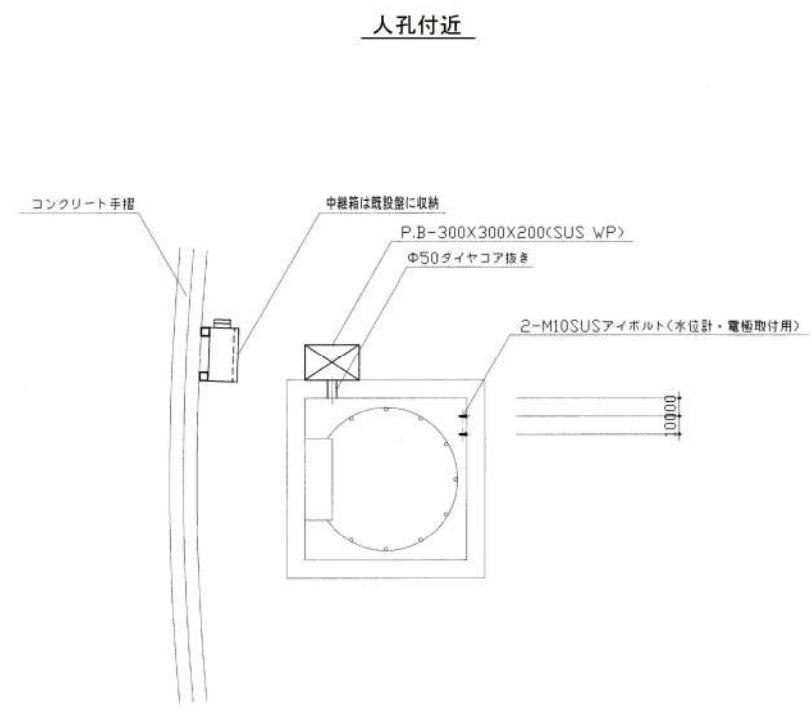
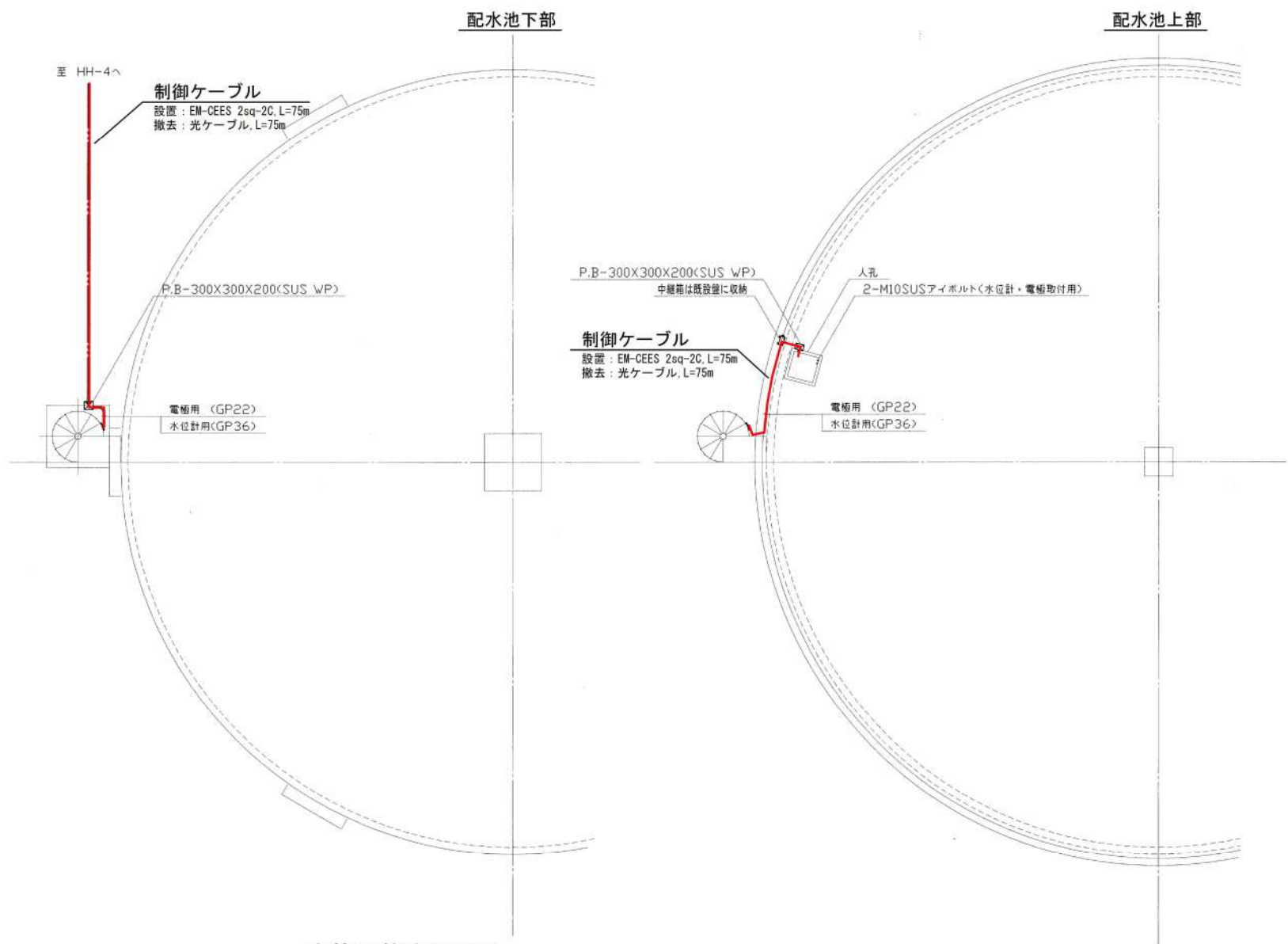
人孔付近



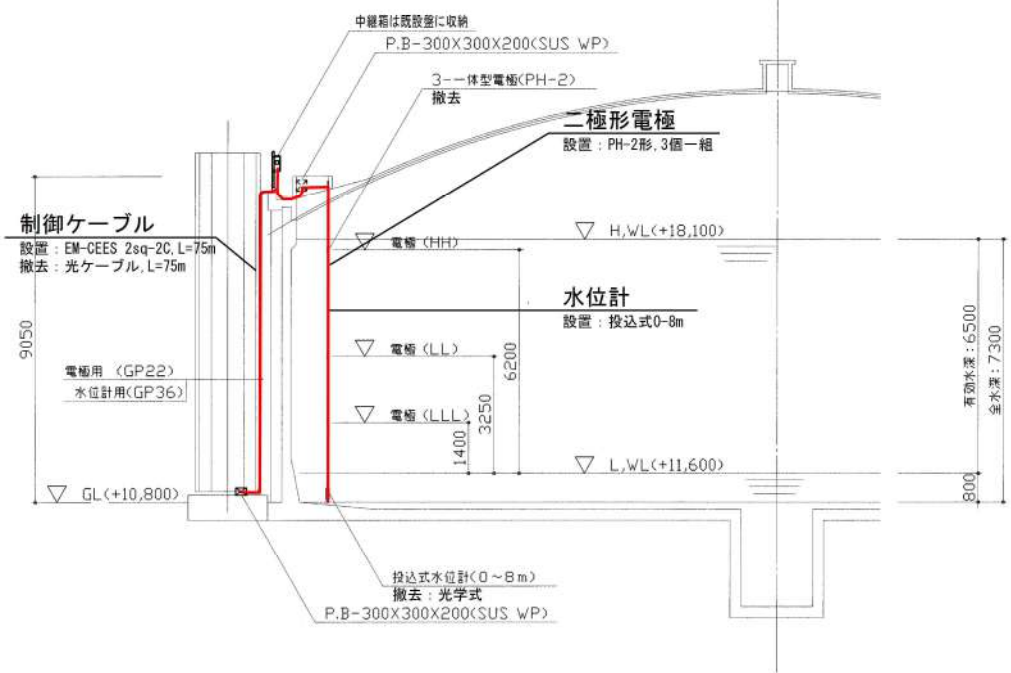
起工設計書

工 事 名	桂見配水池ほか水位計取替工事		
位 置	鳥 取 市 桂 見 地 内 ほ か		
図 名	桂 見 配 水 池 平 面 図 , 断 面 図		
縮 尺	-	図面Size	A3
単 位	-	図 号	3 / 11
施工年度	令 和 7 年 度		
 鳥取市水道局			

大桷調整池平面図

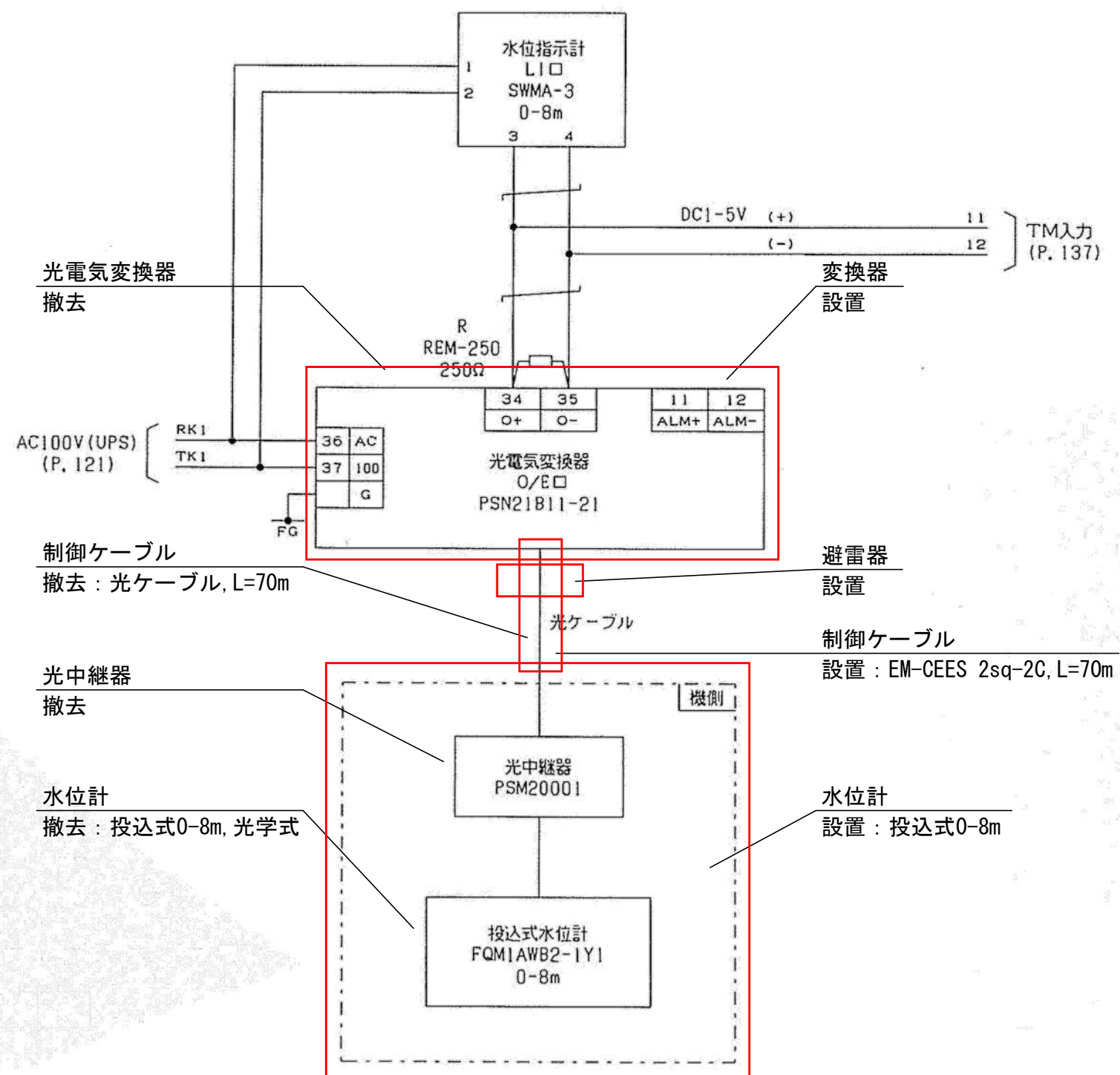


大桷調整池断面図



起工設計書

工 事 名	桂見配水池ほか水位計取替工事		
位 置	鳥 取 市 桂 見 地 内 ほ か		
図 名	大桷調整池平面図，断面図		
縮 尺	-	図面Size	A3
単 位	-	図 号	5 / 11
施工年度	令 和 7 年 度		
鳥取市水道局			



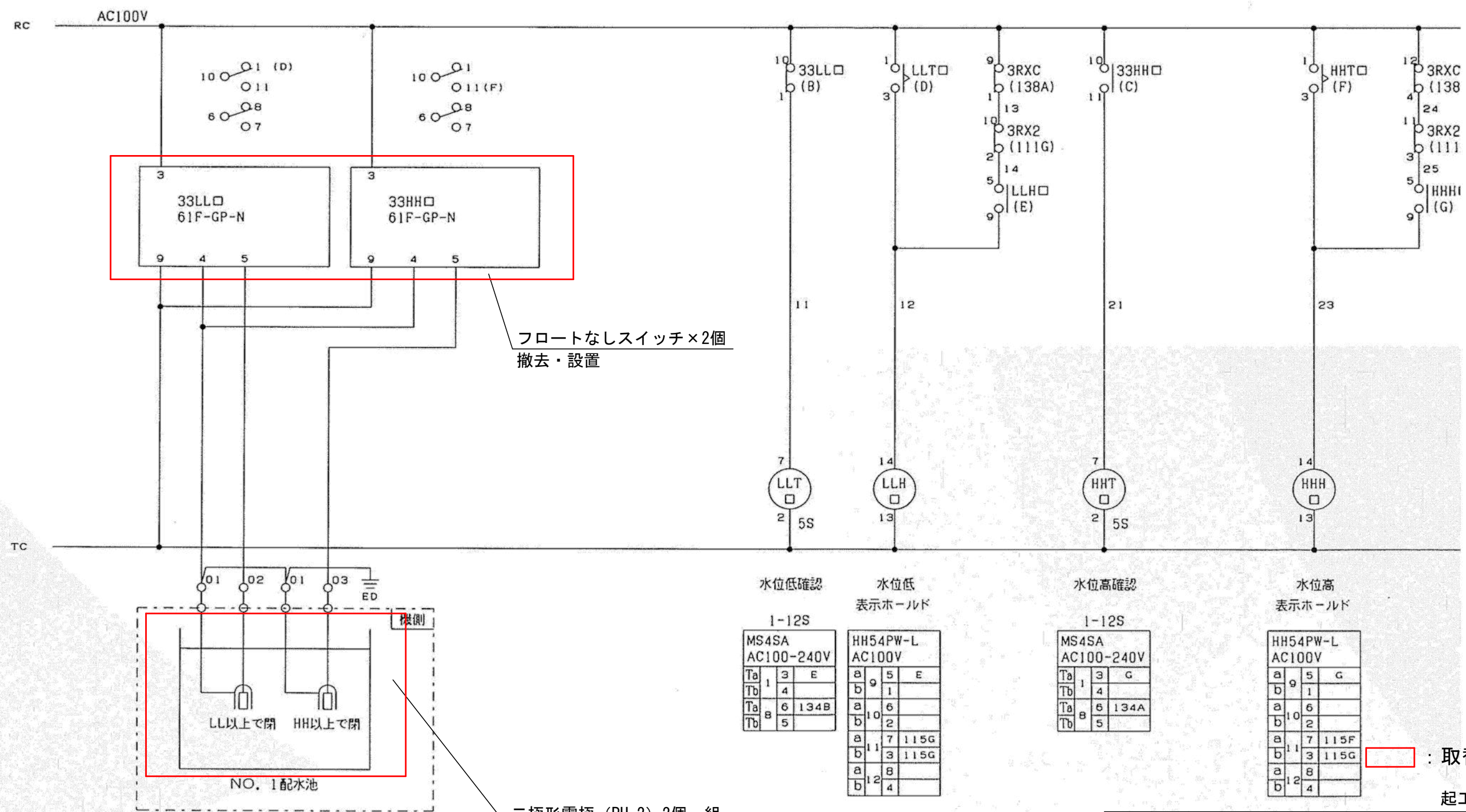
No. 1桂見配水池

□ : 取替部材

起工設計書

工 事 名	桂見配水池ほか水位計取替工事		
位 置	鳥 取 市 桂 見 地 内 ほ か		
図 名	展 開 接 続 図 1		
縮 尺	-	図面Size	A3
単 位	-	図 号	7 / 11
施工年度	令和 7 年 度		
鳥取市水道局			

□ : DW1 とする。



フロートなしスイッチ×2個
撤去・設置

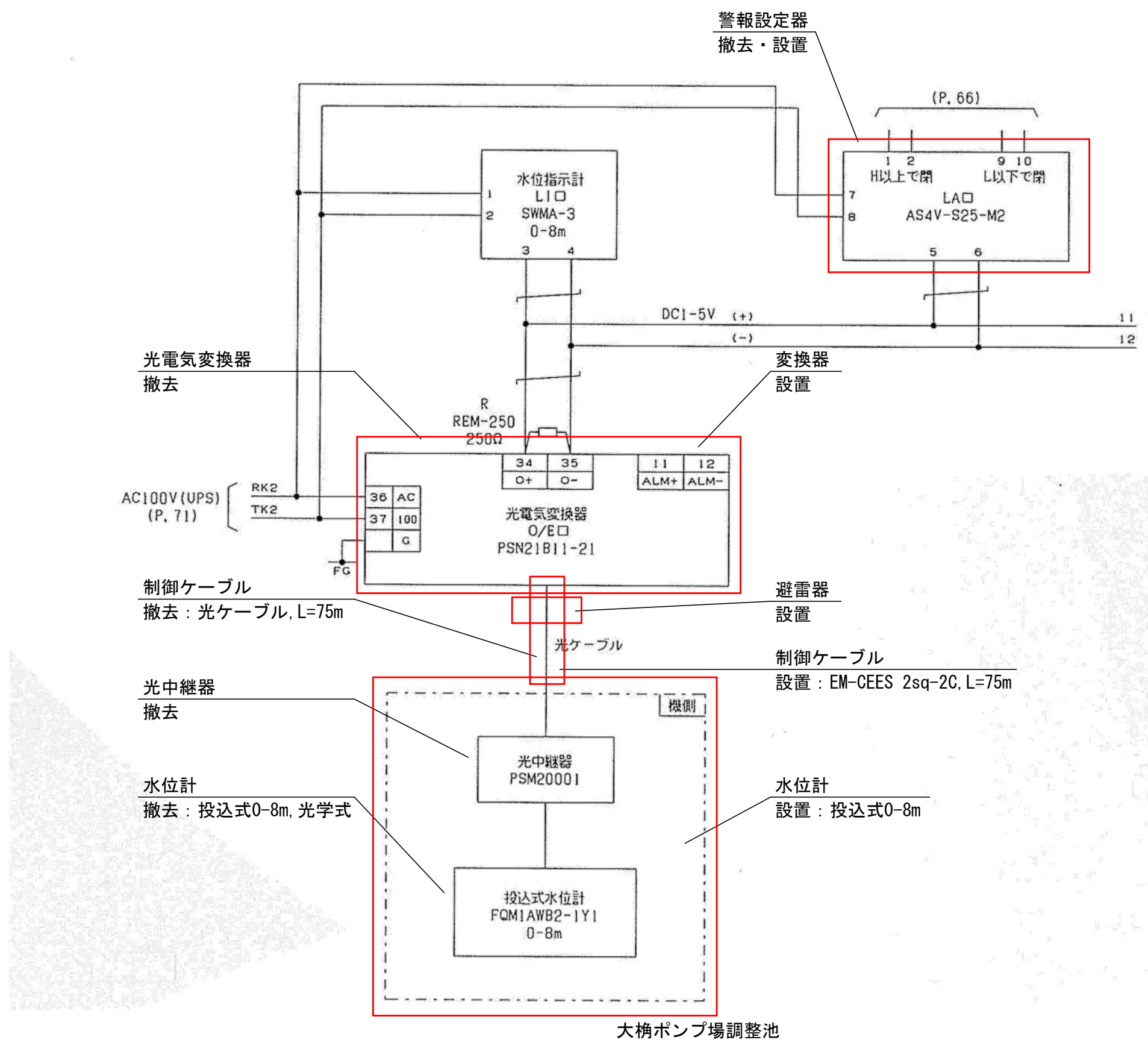
二極形電極（PH-2）2個一組
撤去・設置

： 取替部材

起工設計書

□： DW1 とする。

工 事 名	桂見配水池ほか水位計取替工事		
位 置	鳥 取 市 桂 見 地 内 ほ か		
図 名	展 開 接 続 図 2		
縮 尺	-	図面Size	A3
単 位	-	図 号	8 / 11
施工年度	令和 7 年 度		
鳥取市水道局			



警報設定器
撤去・設置

光電気変換器
撤去

AC100V(UPS)
(P. 71)

制御ケーブル
撤去: 光ケーブル, L=75m

光中継器
撤去

水位計
撤去: 投込式0-8m, 光学式

変換器
設置

避雷器
設置

制御ケーブル
設置: EM-CEES 2sq-2C, L=75m

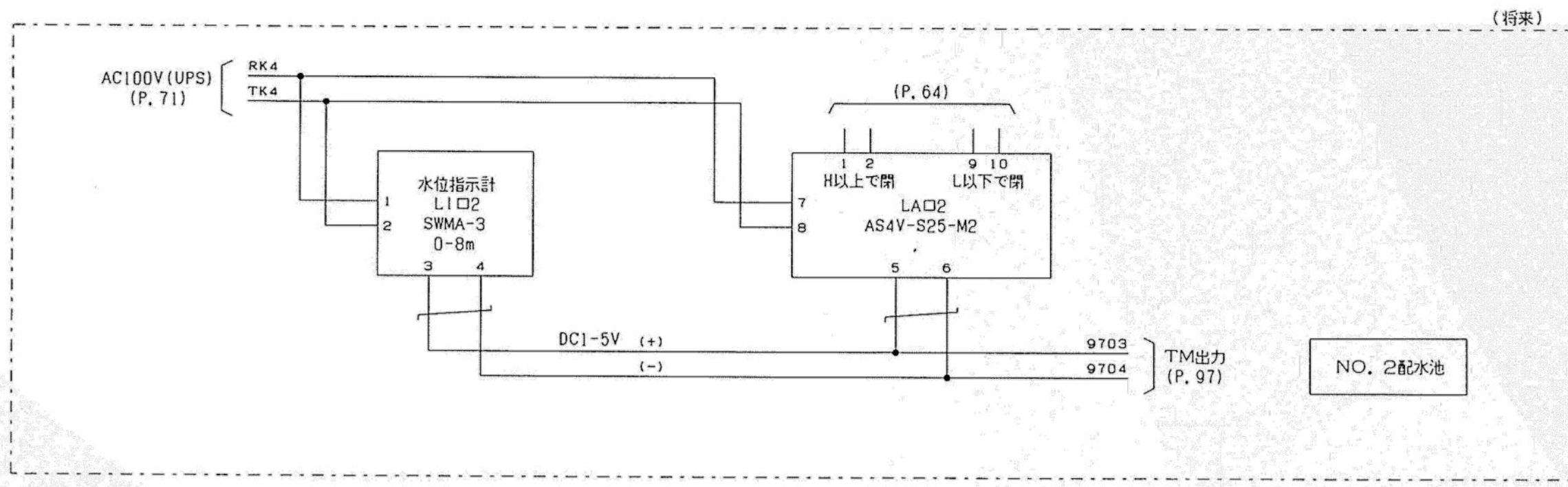
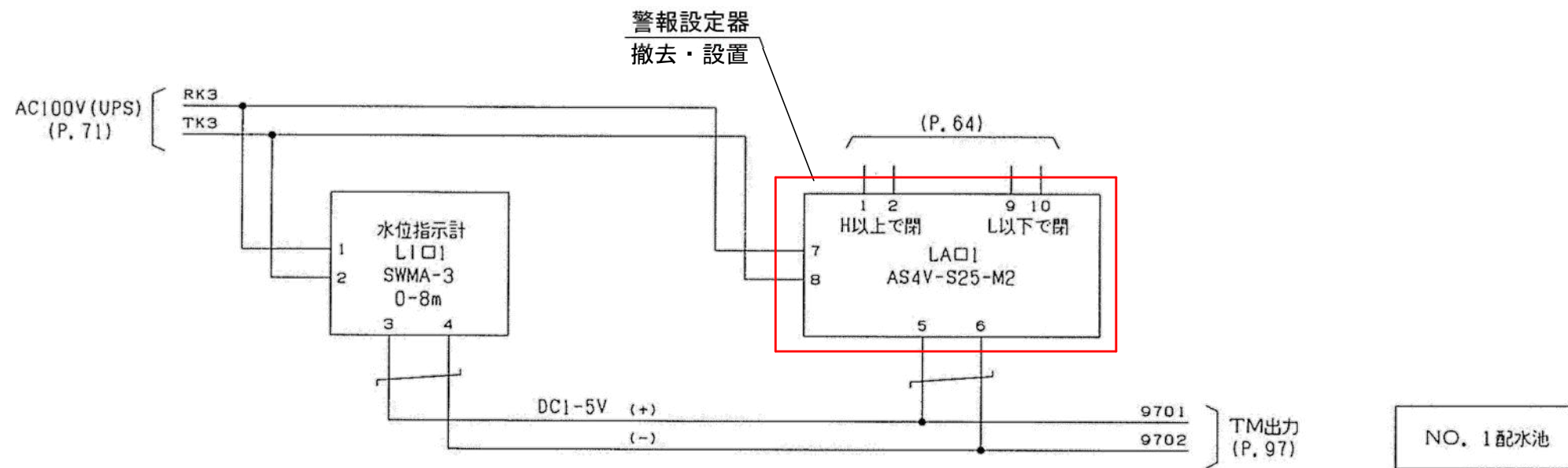
水位計
設置: 投込式0-8m

□ : 取替部材

起工設計書

工 事 名	桂見配水池ほか水位計取替工事		
位 置	鳥 取 市 桂 見 地 内 ほ か		
図 名	展 開 接 続 図 3		
縮 尺	-	図面Size	A3
単 位	-	図 号	9 / 11
施工年度	令 和 7 年 度		
鳥取市水道局			

□ : RW とする。

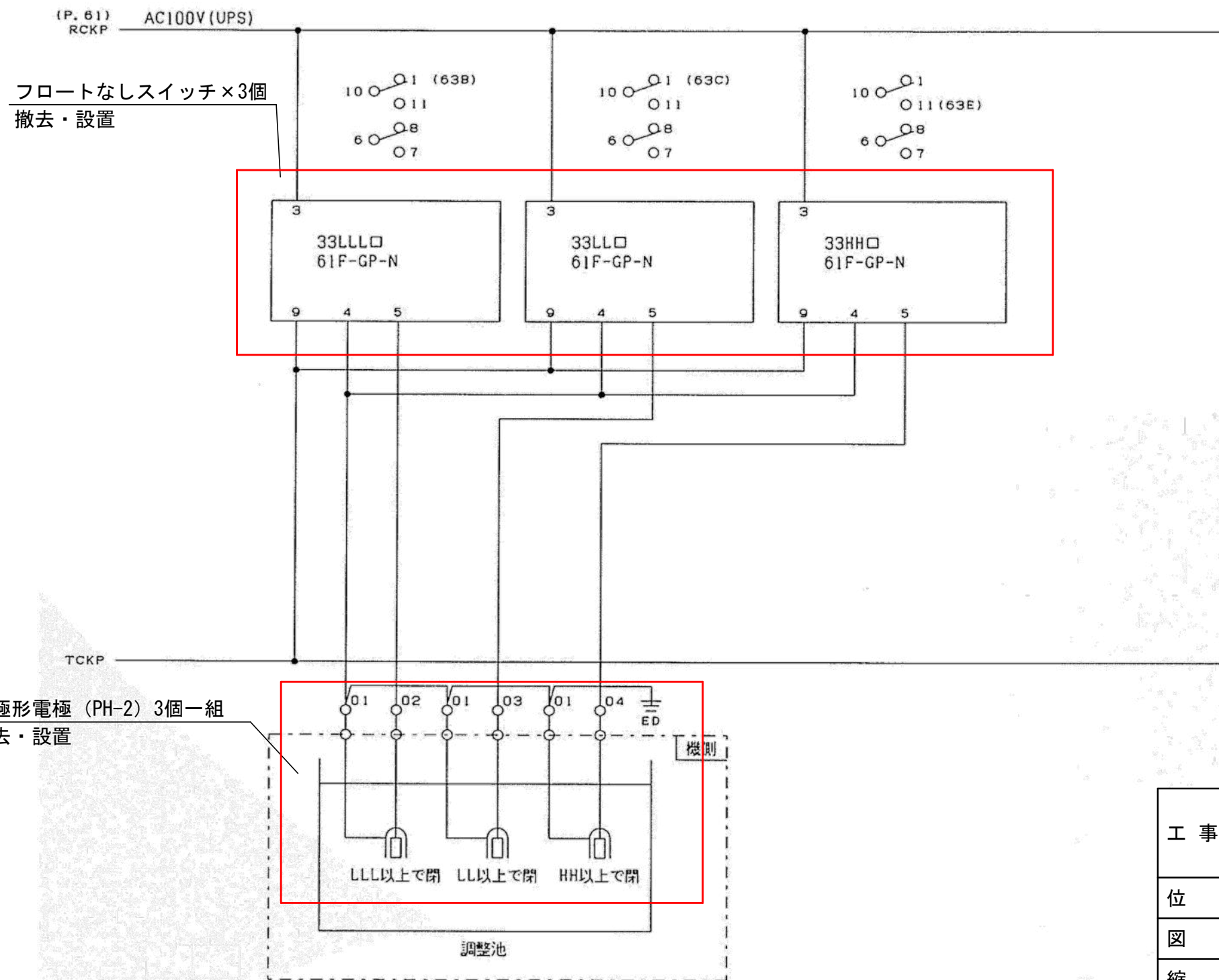


□ : 取替部材

起工設計書

工 事 名	桂見配水池ほか水位計取替工事		
位 置	鳥 取 市 桂 見 地 内 ほ か		
図 名	展 開 接 続 図 4		
縮 尺	-	図面Size	A3
単 位	-	図 号	10 / 11
施工年度	令和 7 年 度		
鳥取市水道局			

□ : DW とする。



□ : 取替部材

起工設計書

工 事 名	桂見配水池ほか水位計取替工事		
位 置	鳥 取 市 桂 見 地 内 ほ か		
図 名	展 開 接 続 図 5		
縮 尺	-	図面Size	A3
単 位	-	図 号	11 / 11
施工年度	令和 7 年 度		
鳥取市水道局			

□ : RW とする。

桂見配水池ほか水位計取替工事

積算参考資料

[illegible]

建＝建設物価 積＝積算資料